

小児運動器疾患指導管理料医師セミナーのご案内

拝啓、時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今年度の診療報酬改定に伴い、小児運動器疾患指導管理料 250 点（6 月に 1 回）が算定出来る事になりました。

栃木県では、下記の 3 日間の予定で上記セミナーを開催する予定です。

開催日時	開催場所
4 月 26 日 19 時 40 分～	とちぎ健康の森 講堂
5 月 10 日 19 時～	自治医大 教育研究棟 1 階
5 月 30 日 19 時～	獨協医大 臨床医学棟 10 階

（全て、同じ内容の DVD セミナーです。）

日本整形外科学会員以外の先生も、受講して算定が可能となります。

受講をご希望されます先生は、別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、それぞれの連絡先まで FAX で申し込みをお願い致します。

なお、小児運動器疾患指導管理料の施設基準としましては、

① 5 年以上の整形外科の診療に従事していること

② 小児の運動器疾患に係る適切な研修を修了していること などがあります。

②の適切な研修として、本年 4 月 1 日に東京で行われました亀ヶ谷先生の「小児運動器疾患の診断と治療」の DVD セミナー（約 1 時間）の研修を受講する事が必要となります。

受講に関しまして、早退と 10 分以上の遅刻は認められません。

後日、受講者には日本整形外科学会（日整会）から認定証が郵送されます。

認定書の受領後に算定が可能となります。

また、日整会に認定証の申請・登録のため、日整会会員の先生は 1000 円、日整会会員以外の先生は 5000 円の受講費用がかかります。

自治医大、獨協医大での開催は当日の費用の徴収となりますが、とちぎ健康の森での受講は事前に栃木県臨床整形外科医会への振り込みとなります。（振込先は、申し込み後 FAX にてご連絡いたします。）

